

一般財団法人墨田まちづくり公社ウェブサイト広告掲載取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、墨田区の外郭団体である一般財団法人墨田まちづくり公社（以下「公社」という。）ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）への広告掲載に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（広告の種類及び範囲）

第2条 ウェブサイトに掲載するバナー広告は、区民生活の利便性を向上させることのできるものであり、原則として広告主の業務の紹介を主たる目的としていること、又は公共的性格を有することを要件とする。また、その範囲は、次のいずれにも該当しないものとする。

（1）区の外郭団体としての広報媒体としての公共性及び品位を損なうおそれのあるもの

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に関する営業に該当するもの

（2）政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝にかかわるもの

（3）公序良俗に反するもの

（4）第三者サイトへのリンクや広告が多数掲載されており、成功報酬型広告収入を主たる目的としてしていると判断するもの

（5）その他、ウェブサイトに掲載する広告として妥当でないと認められたもの

（広告の掲載位置）

第3条 広告を掲載する位置は、ウェブサイトのトップページの下部部分で公社が指定した場所とする。

（広告の枠数及び規格）

第4条 ウェブサイトにおける広告枠数は別表1に定めるとおりとする。

2 広告の規格は次の要件を満たすものとする。

（1）大きさ 縦314ピクセル×横600ピクセル

（2）形式 GIFまたはJPEGで、アニメーションは不可とする。

（3）容量 25KB以下

（4）その他 JIS規格に準拠し、アクセシビリティに配慮したものとする。

3 バナー広告の内容及び表記などは、公社のウェブサイトの品位を損なわず、かつ、利用者に不快感を与えることがないものとする。

（掲載料）

第5条 掲載料は、別表2に定める金額とする。

（広告の掲載期間）

第6条 広告を掲載する期間は1月を単位とし、連続する掲載期間は最大12月とする。

（広告掲載の申込み）

第7条 広告掲載希望者は、「一般財団法人墨田まちづくり公社ウェブサイトバナー広告掲載申込書」（様式1）にバナー広告の原稿を添えて申し込むこととする。

（広告の掲載者の範囲と掲載優先順位）

第7条 広告を掲載できる者の範囲及び掲載の優先順位は次のとおりとする。

順位	範囲
1	公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
2	区内に事業所等を有する私企業のうち、公共性の高い業種であるもの (電気、ガス、電話、交通、医療、銀行、信用金庫、信用組合、学校及びこれらに類するもの)
3	区内に事業所等を有する私企業のもの
4	上記順位以外の私企業のもの

(広告掲載の決定)

第8条 理事長は第2条及び第7条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 募集の枠数を超えた申し込みがあった場合で、同一順位の場合は、広告掲載希望期間の長い広告を優先することとし、同じ場合には申し込みの先着順とする。

3 理事長は、バナー広告掲載の可否を決定した時は「広告掲載通知書(様式2)」又は「不掲載決定通知書(様式3)」により広告掲載希望者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告掲載決定後、広告掲載希望者は速やかに掲載バナー広告の電子データを提出する。なお、電子データ作成に要する経費は広告掲載希望者の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定後、「広告掲載決定通知書」に規定する広告掲載料を理事長の指定する期日までに一括前納する。

(広告掲載料の還付)

第11条 納付済みの広告掲載料は還付しない。ただし、理事長が特に認めた場合はこの限りではない。

(広告掲載の取消し)

第12条 次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき

(2) 指定する期日まで広告原稿データの提出がないとき

(3) 広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブサイトの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、または、この要領に違反しているとき

(4) その他、ウェブサイトへの広告掲載が適切でないと判断したとき

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が、第三者の権利を侵害していないこと及び権利処理が完了していることを理事長に対して保証するものとする。

3 広告主は、第三者から広告に関して損害賠償請求等がなされた場合、広告主の責任及び負担において解決することとする。

付則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

一般財団法人墨田まちづくり公社ウェブサイトバナー広告掲載申込書

一般財団法人墨田まちづくり公社 理事長 様

一般財団法人墨田まちづくり公社ウェブサイト広告掲載取扱要領に基づき、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

記

1 広告主について

名称		
所在地		
代表者職・氏名		
業種		
連絡先	電話番号	
	ファックス	
	Eメール	
担当者	部署名	
	氏名	
ホームページURL		

2 掲載希望期間（掲載期間は、1月単位で最大12月まで）

年 月 から 年 月 まで（ 月）

3 広告の掲載内容（デザイン案を記入又は添付してください）

4 リンクするURL

番号
年月日

広告掲載決定通知書

様

一般財団法人墨田まちづくり公社
理事長

令和 年 月 日付けで申し込みのあった広告掲載について、下記の条件により掲載を決定しましたので、通知します。

記

1 掲載内容

- (1) 広告掲載場所
- (2) 掲載期間
- (3) 広告掲載料

2 掲載条件

- (1) 広告の内容及びリンク先ウェブサイトの内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うこと。
- (2) ウェブサイト広告掲載取扱要領に定める事項について承諾し、バナー広告掲載に関する指示等を行った場合には誠実に対応すること。
- (3) ウェブサイト広告掲載取扱要領第2条及び第12条に該当することとなったときは、予告なく広告掲載を取り消す。
- (4) ウェブサイトは予告することなく構成またはデザイン等の変更をする場合がある。この変更に伴い、バナー広告の掲載位置も変更となる場合がある。
- (5) ウェブサイト関連機器メンテナンス及び天災、地変、その他の自然災害などの理由でやむを得ずウェブサイトが閲覧できない場合がある。
- (6) 上記いずれに該当した場合にも掲載料は返還しない。

3 広告料の振り込み口座

- (1) 金融機関名
- (2) 口座名義
- (3) 口座番号

4 問合せ

一般財団法人 墨田まちづくり公社
管理課管理係
03-3616-5253

様式3

番号
年月日

様

一般財団法人墨田まちづくり公社
理事長

広告不掲載決定通知

年 月 日で申込みのあった広告掲載について、審査の結果、掲載できないことを決定しましたので、通知します。

問合せ
一般財団法人 墨田まちづくり公社
管理課管理係
03-3616-5253

別表１（第４条関連）

掲載場所	掲載枠上限
一般財団法人墨田まちづくり公社ウェブサイトトップページ下部	９枠

別表２（第５条関連）

掲載場所	広告料（月額）	
一般財団法人墨田 まちづくり公社ウ ェブサイトトップ ページ下部	１０，０００円（税別）	
	当初掲載期間	割引割合
	１月～３月末満	割引なし
	３月以上～６月末満	１０％割引
	６月以上～１２月末満	１月分割引
	１２月	３月分割引